

## 社会福祉法人湘南広域社会福祉協会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南広域社会福祉協会定款第4条第1項及び第11条第1項に定める、理事、監事、評議員（以下「役員」という。）の報酬並びに費用弁償（旅費）の支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。

### (報酬の支給方法)

第3条 理事長の招集する会議等に出席した場合、日額を支給する。

### (報酬の支給制限)

第4条 役員が地方自治体に勤務する常勤の特別職員及び一般職員には報酬を支給しない。

### (役員の旅費に支給する費用弁償)

第5条 役員が理事長命で、その職務のため旅行するときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法については、「社会福祉法人湘南広域社会福祉協会職員旅費規程」を適用する。

### 附則

この規程は、平成2年2月22日から施行する。

### 別表

社会福祉法人湘南広域社会福祉協会役員報酬額表

役員名	報酬額
理事、監事、評議員	日額 6,500円